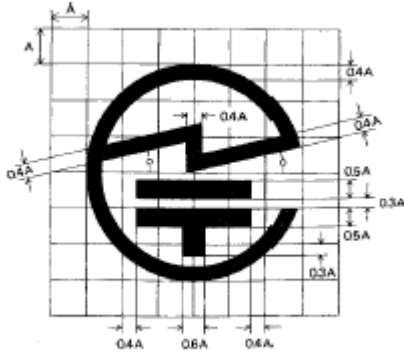


表 8

1 証明ラベルの様式

表示する事項は、次の様式の表示及び様式の表示に付加する記号並びに技術基準適合証明番号又は認証番号とする。



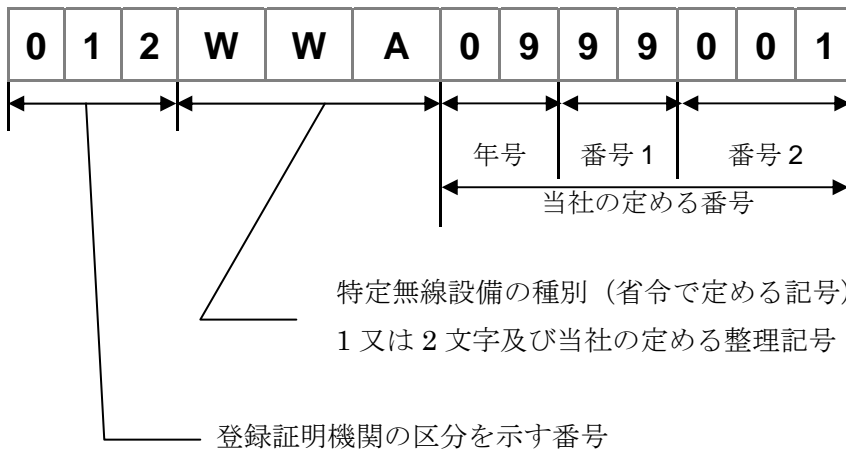
- (1) マークの大きさは、直径5ミリメートル以上であること。(ただし、体積が100cc以下の無線設備にあっては、直径3ミリメートル以上) であること。
- (2) 材料は、容易に損傷しないものであること。
- (3) 技術基準適合証明番号又は認証番号は第2項又は第3項のとおりであること。
- (4) 地色は、適宜とすること。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- (5) 様式の表示に付加する記号は  $\boxed{R}$  とすること。

2 技術基準適合証明番号

(1) 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関の区別を表す012とし、これに続く1又は2文字は無線設備の種別に従い、次表以降に定める省令で定める記号及び当社で定める整理記号とする。

(2) 記号に続く番号は、当社が定める7桁の数字とする。最初の2文字は技術基準適合証明を受けた年号(西暦年数の10位以下の数字で2桁)とし、それに続く2桁の番号(番号1)は、申請の通し番号とする。

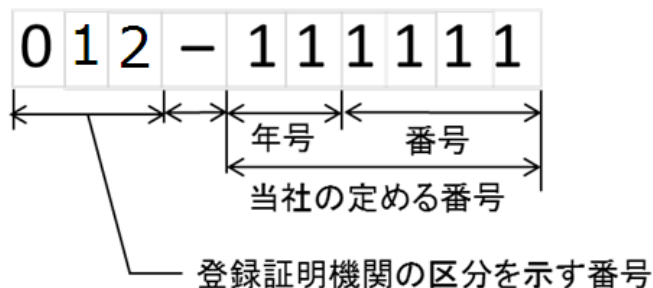
(3) (2)の2桁の番号(番号1)に続く3桁の番号(番号2)は、無線設備毎に異なる一連番号で、001から100まで順を追って発行する。



3 工事設計認証番号

(1) 認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関の区別を表す012とし、これに続く4文字目は「- (ハイフン)」とし、5文字目から10文字目までは一の認証工事設計ごとに当社の定める番号とする。

(2) 「- (ハイフン)」に続く番号は、当社が定める6桁の数字とする。最初の2文字は認証を受けた年号(西暦年数の10位以下の数字で2桁)とし、それに続く4桁の番号は、申込を受理した際に発行するランダムな番号とする。(注)



(3) 異なる認証工事設計に基づく二以上の特定無線設備により一の無線設備を構成するものの申し込みを受けた場合は、当該一の無線設備に対して同一の工事設計認証番号を発行することができる。

(4) 既に認証を受けている特定無線設備についての申し込みを受けた場合は情報通信認証連絡会(ICCJ)による「同一認証番号とする場合のガイドライン」の最新版(総務省電波利用ホームページ内、情報通信認証連絡会(ICCJ)ウェブページに掲示)に掲げる条件の下、変更前の工事設計認証番号を発行することができる。